

令和3年11月市議会 総務委員会資料

第136号議案 長崎市債権管理条例

目次	ページ
1 条例の制定理由	1～2
2 長崎市債権管理条例概要	3～6
3 効果的な債権管理体制の構築について	6～7
4 条例制定に伴い一部改正を行う他の条例（新旧対照表）	8～10

【参考資料】

1 中核市の債権管理に関する条例の内容等	11
2 関連法令	12～16

理 財 部
令和3年11月



1 条例の制定理由

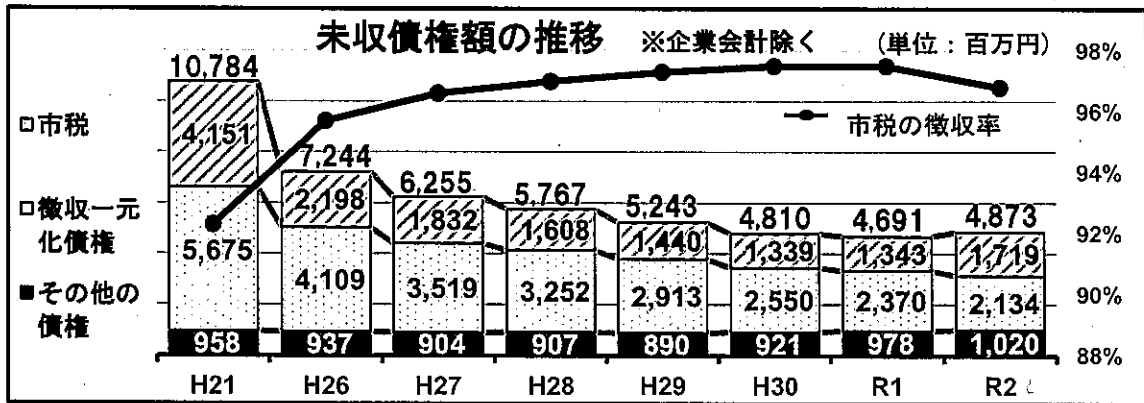
市の債権管理について、市長等の責務を明らかにし、市の債権管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の適正な管理を図り、あわせて債務者に対する適切な措置を講じ、もって健全な財政運営及び市民生活の安定に資するため条例を制定するもの。

(1) 長崎市の未収債権の現状

ア 未収債権額は、平成 21 年度から令和 2 年度までの約 10 年間で、約 108 億円から約 49 億円となった。

イ 平成 21 年度から開始した徴収一元化の取組みや、特別滞納整理室における高額滞納対策の成果により、徴収一元化 5 債権(※)の未収債権額は約 1/3 まで縮減。

ウ 徴収一元化 5 債権を除く未収金は、9 億円前後のままで推移している。



※徴収一元化 5 債権：市税、国民健康保険税、保育料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料

(参考 1) 債権の分類

債権の分類	市の債権		
	公債権		私債権
	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	
未収債権の回収方法	自力執行による強制徴収可能 (裁判手続不要)	強制徴収を行うには裁判手続が必要	
時効期間	5 年又は個別法に定める期間	5 年	5 年又は 10 年 (※1)
時効による債権の消滅	時効期間満了後、自動的に消滅		時効期間満了後、 援用(※2)により消滅
債務者の財産調査	地方税法に基づく調査権あり (金融機関等への調査可能)	調査権なし (本人聞取りによる調査が主となる。)	
債権の例示	市民税、国民健康保険税、 保育料、介護保険料 等	行政財産使用料、 し尿処理手数料 等	給食費、 各種貸付金 等
未収債権額 (R2 年度決算) ※企業会計除く	3,927 百万円 (80.6%)	697 百万円 (14.3%)	249 百万円 (5.1%)

※1 R2.3.31 以前発生分は旧民法が適用され原則 10 年。その他個別規定で 5 年以下の債権もある。
 ※2 時効の援用：時効の完成により利益を受ける者(債務者)が、債権者に時効の完成を主張すること。

(2) 現状の課題

- ア 債権管理を行う際の責務や、事務手続きを明確にした包括的な基準がなく、全庁統一的な債権管理が行われていない。

【債権管理が不十分だった例】

- ・ 財産調査、破産情報調査、生活保護受給状況調査など、債権回収に必要な各種調査の実施状況が、所管によって異なる。
- ・ 督促状発送日などの記録がなく、時効の更新日が確認できない。
- ・ 未収金対策の総合調整を行う理財部において、徴収一元化 5 債権を優先し回収に注力した半面、各所管の債権に対し、具体的な指導やフォローアップが不十分で、未収債権額の減少につながっていない。

- イ 不良債権化した債権の処理に係る統一的な基準がないため、適切な時期に債権放棄の判断ができず、継続して管理を続けており、事務の非効率化を招いている。

【債権管理が不十分だった例】

- ・ 債務者が無財産や生活困窮状態のものや、債務者との接触に長期間努めても消滅時効期間内の完納に結びついていないものなど、法的措置を行っても回収できる見込みがない債権を、長期間にわたり管理し続けている。

- ウ 複雑な債権管理の知識習得には時間を要するが、各所管課では債権回収専任の職員がおらず、専門知識及びノウハウが不足している。

【債権管理が不十分だった例】

- ・ 税以外の部門において、債権管理にかかる効果的な研修や専門的知識を有する職員の育成が組織的に行われていない。
- ・ 所属の事務が属人化しているため、人事異動に伴い債権管理のノウハウが途切れている。
- ・ 適切な時期の督促や、定期的な催告、債務承認の徴取等、基本的な徴収事務が正確に行われていない。
- ・ 連帯保証人への回収手続きや、債務者死亡の際の相続人調査が不十分。
- ・ 未納状況が継続しているが、地方自治法施行令に規定する措置（徴収停止などの徴収緩和措置や、強制執行などの法的措置）が行われていない。

- エ 平成 30 年度の包括外部監査からの指摘において、「合理的な債権放棄の基準等を定めた債権管理条例を制定し、一定の場合には債権を消滅させる仕組みを検討すべき」との意見がなされている。

なお、中核市においては、62 市中 50 市が制定済である。(R3. 4. 1 現在)

(3) 課題解決に向けた取組み

- ア 市長等の責務及び統一的な処理基準を定めた「長崎市債権管理条例」の制定
- イ 厳格な要件の下での債権放棄を「長崎市債権管理条例」に明文化
- ウ 債権管理を専門に扱う理財部と各課との連携・役割分担による効果的な債権管理体制の構築

2 長崎市債権管理条例概要

(1) 目的（第1条関係）

- ア 市が保有する金銭債権の管理について、適正な管理を行わなければならないという市長等の責務を明らかにする。
- イ 統一した手続や基準などの必要な事項を定めることで、全市的な債権管理の適正化を図る。
- ウ 条例において、債権回収の徹底及び不良債権の排除を推進することで、健全な財政運営につなげる。
- エ 納付が困難な場合の徴収緩和措置（徴収停止や債権放棄等）を適切に行い、また生活困窮者へ必要な措置を講じるよう明示することで、市民生活の再建を後押しする市の姿勢を示し、市民生活の安定につなげる。

(2) 債権管理に関する他の法令等との関係（第3条関係）

- 市の債権管理に関する事務処理は、本条例の規定により行う。
- ただし、法令等に特別の規定のある場合を除く。

(3) 市長等の責務（第4条関係）

- ア 債権を適正に管理することを市長等の義務として明確にする。
- イ 債権管理にあたっては債務者の収入状況や滞納理由などの把握に努め、適切な措置を講じる。
- ウ 生活困窮者を把握した時は、生活再建に向けた必要な支援を受けることができるよう、関係機関につなげる等の適切な措置を講じるよう努める。

(4) 債権管理台帳の整備（第5条関係）

- 必要な事項を記載した台帳を整備し、各債権を統一した方法で適正に管理する。

(5) 遅延損害金（第6条関係）

私債権の遅延損害金については、民法第404条に規定する法定利率（年3.0% ※令和2年4月1日～）を乗じて計算する。

なお、対象とする債権の最低金額、端数計算及び徴収しない場合の取扱いについては、公債権について規定する「長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例」にならう。

(6) 債権の放棄（第7条関係）

事実上回収できる見込みがないと判断される債権については、権利の放棄ができる規定を設け、債権管理事務の効率化を図り、回収可能な債権に注力する。

なお、条例制定後は、債権放棄の際に議会の議決が不要となるため、放棄を行った場合は、議会へ報告を行うこととする。

ア 債権放棄の各条文（第7条第1項）概要と規定理由

債権放棄の規定	規定する理由
<p>(第1号関係) 著しい生活困窮状態にあり、かつ今後の資力回復が困難なもの。</p>	<p>生活保護を受給している、又はこれに準ずる状態で、かつ、将来収入や資産が増加する見込みがない者は、債権の回収の見込みがなく、債権を保有し続ける実益がないため。 なお、当該規定による債権放棄により、生活困窮状態からの回復を図るという効果も見込める。</p>
<p>(第2号関係) 破産事件が終結するなど、市の債権に対し免責されているもの。</p>	<p>債務者の破産事件が終結するなど、債務を免れた場合、債務の履行を強制する手段がないことから、債権の回収の見込みがなく、債権を保有し続ける実益がないため。</p>
<p>(第3号関係) 私債権のうち、消滅時効に係る時効期間が経過したもの。</p>	<p>私債権は、消滅時効期間が経過しても、時効の援用がなされない限り、消滅時効の効果が発生しない。必要な回収の努力を行ったにも関わらず、消滅時効期間が経過したものは、債権の回収の見込みがなく、債権を保有し続ける実益がないため。</p>
<p>(第4号関係) 地方自治法施行令に規定する強制執行等を行った後、無資力かつ今後の資力回復が見込めないもの。</p>	<p>強制執行等の手続きや裁判所等に対する債権の申出等、法的手段を尽くした後、将来収入や資産が増加する見込みがない者は、債権の回収の見込みがなく、債権を保有し続ける実益がないため。</p>
<p>(第5号関係) 地方自治法施行令に規定する徴収停止措置を行った後、引き続き法人の事業休止、所在不明等の状況が続いているもの。</p>	<p>徴収停止措置を行った後、所在不明の状態や、法人の事業休止の状態が相当期間続いているものは、その状態が解消される可能性が低いことから、債権の回収の見込みがなく、消滅時効期間が経過するまで、債権を保有し続ける実益がないため。</p>
<p>(第6号関係) 死亡後相続人が不存在等の場合で、債権の額等が強制執行の費用に満たないもの。</p>	<p>死亡後に相続人がいない等の場合で、債権額及び相続財産の価額が強制執行の費用に満たないと認められるものは、債権を保有し続ける実益がないため。</p>

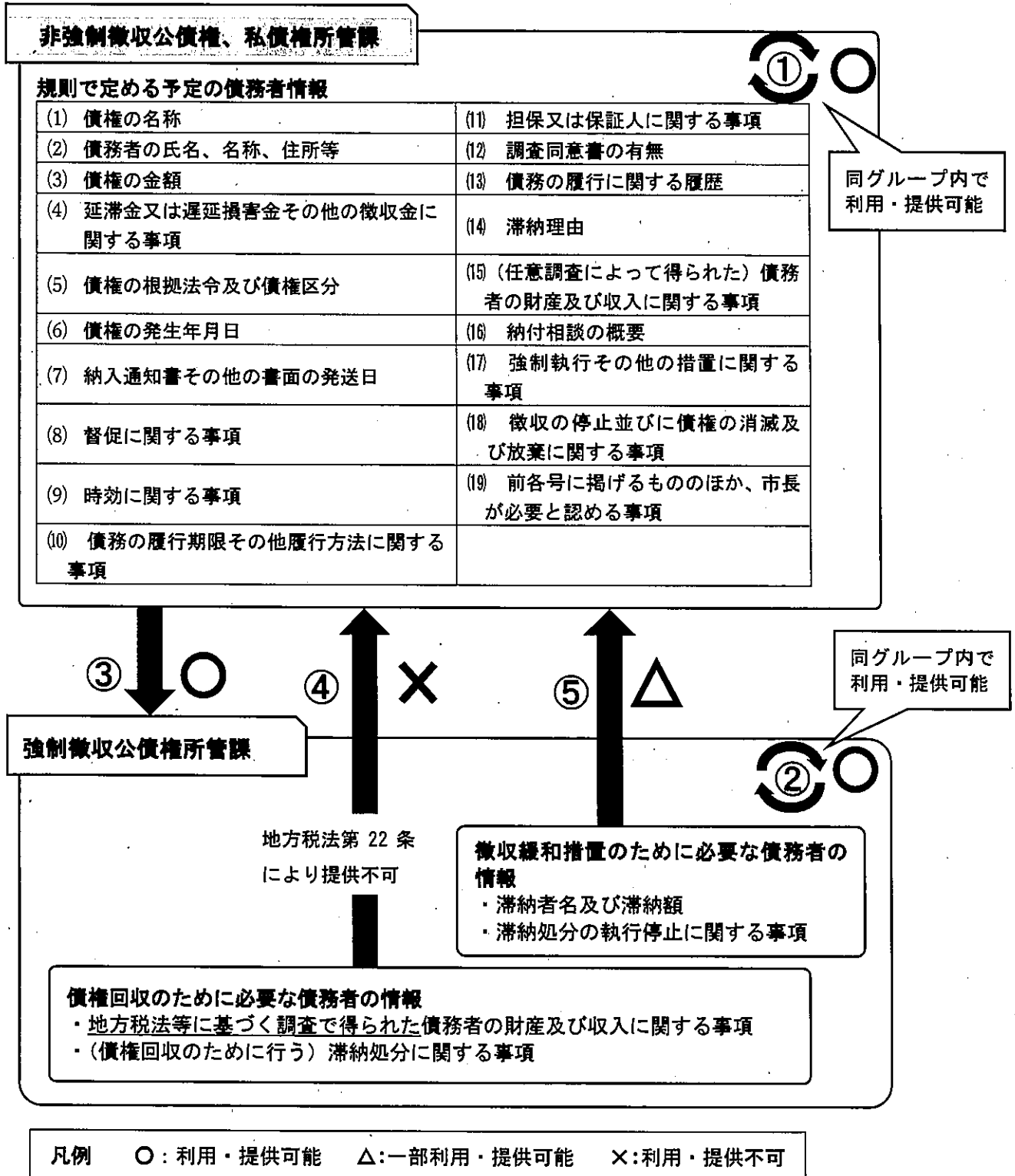
※第1号・第4号・第5号については、地方税の滞納処分の停止に同様の規定あり。

第2号・第3号・第6号については、国の債権管理事務取扱規則に同様の規定あり。

(7) 個人情報の利用・提供

債権管理に関する事務を適正かつ効率的に行うため、履行期限までに履行されない債権がある場合、守秘義務に関する法令等の規定に従い、別途、規則で定める予定の債務者情報を、市の内部において債権管理のため利用・提供する。

個人情報の利用・提供のイメージ



(8) 施行予定日
令和4年4月1日

(9) 経過措置
施行日より前に発生した債権も、本条例の対象とする。
ただし、第6条の遅延損害金については、施行日以後に発生した私債権について適用する。

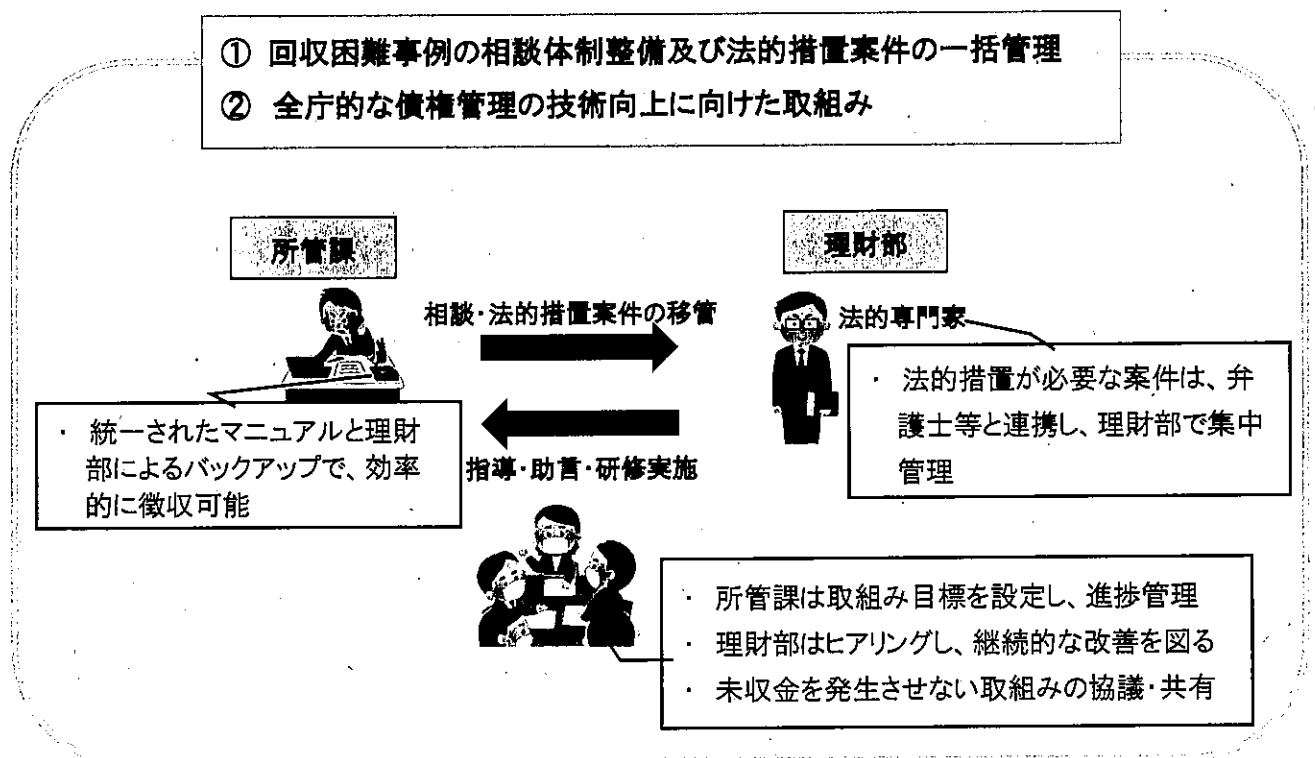
(10) 関係条例の一部改正
債権放棄の規定を持つ以下の条例については、債権管理条例の施行に併せ、統一的に運用することから、債権放棄の規定を削除する改正を行う。

【対象条例（制定順）】

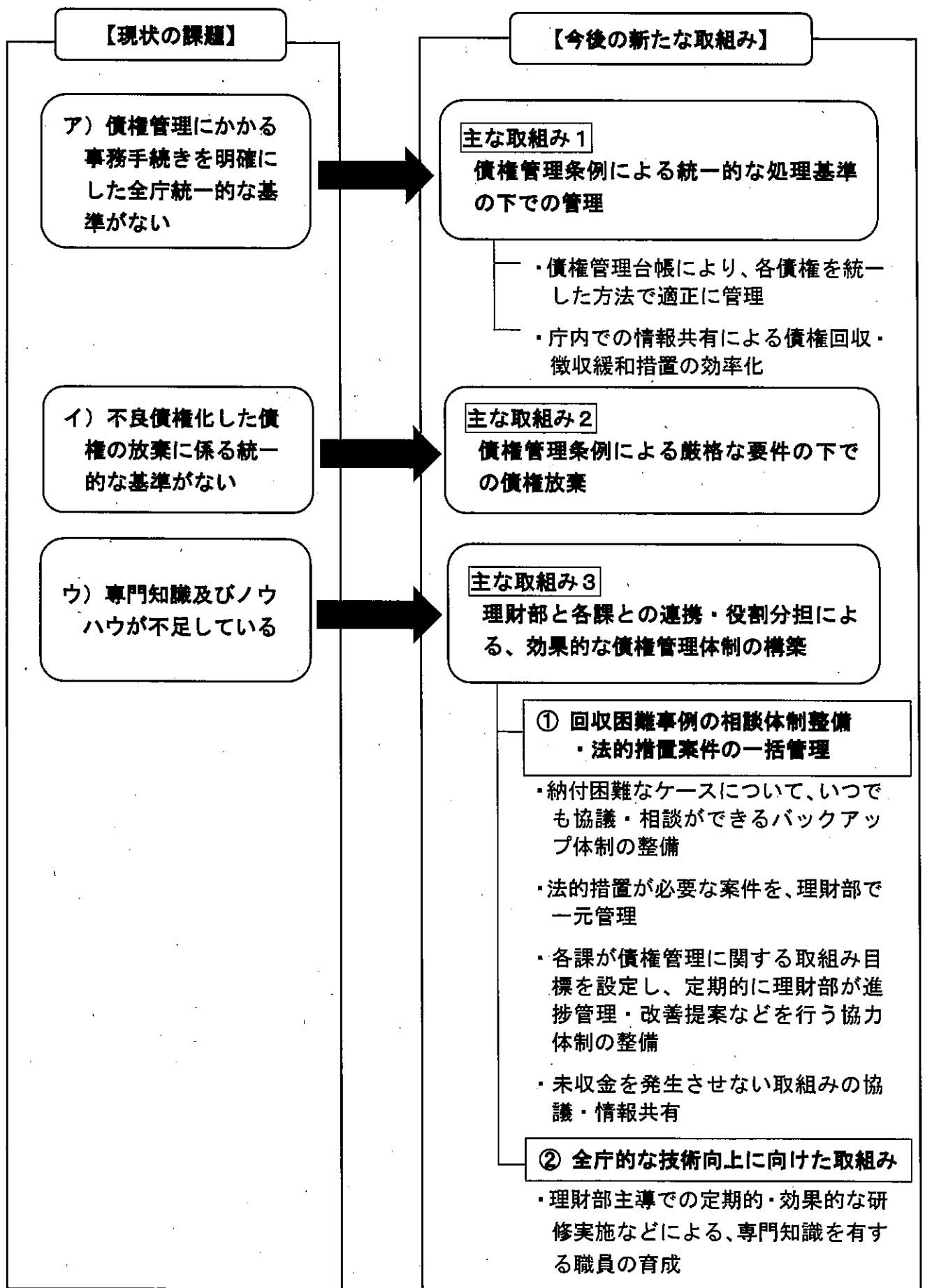
- ・長崎市立保育所条例（昭和24年長崎市条例第5号）
- ・長崎市水道事業給水条例（昭和33年長崎市条例第17号）
- ・長崎市立高島幼稚園条例（昭和39年長崎市条例第19号）
- ・長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例（平成27年長崎市条例第54号）
- ・長崎市学校給食の提供に関する条例（平成30年長崎市条例第51号）

3 効果的な債権管理体制の構築について

条例施行後は、条例制定の目的を達成できるよう、理財部において以下の2本柱のもと、債権管理を適切に行う体制構築の検討を行う。



(参考) 現状の課題を解決するための新たな取組み



4 条例制定に伴い一部改正を行う他の条例（新旧対照表）

(1) 長崎市立保育所条例（昭和24年長崎市条例第5号）

新	旧
(削除)	(債権の放棄) 第9条 市長は、消滅時効が完成した食事の提供に要する費用を徴収する権利及びこれに係る遅延損害金を請求する権利を放棄することができる。
(委任) 第9条 (略)	(委任) 第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(参考) 長崎市立保育所条例施行規則（昭和36年規則第51号）

(債権の放棄)

第16条 条例第9条の規定により、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、食費を徴収する権利及びこれに係る遅延損害金を請求する権利(以下「食費徴収等債権」という。)を放棄するものとする。

- (1) 滞納者の住所又は居所が不明であるため、滞納者の時効の援用の意思が確認できないとき。
- (2) 滞納者が死亡し、相続人がその債務について限定承認を行つた場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価格が、強制執行をした場合の費用並びに他に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項の規定により滞納者が食費徴収等債権につきその責任を免れたとき。
- (4) 滞納者が生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経ても履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 長崎市水道事業給水条例（昭和33年長崎市条例第17号）

新	旧
(削除)	(料金の支払請求権の放棄) 第33条の2 管理者は、消滅時効が完成した料金の支払請求権を放棄することができる。

(参考) 長崎市水道事業給水条例施行規程（昭和33年水道局規程第5号）

(料金の支払請求権の放棄)

第23条 条例第33条の2の規定により、管理者は、債務者が死亡、行方不明その他これに準ずる事情にあるため徴収の見込みがないと認めるときで、次の各号のいずれかに該当し、かつ、消滅時効の起算日から5年経過したものについては、これを放棄することができる。

- (1) 債務者が死亡し、料金債務を相続する者がいないとき。
- (2) 債務者の所在が不明であるとき。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)第253条、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条その他の法令の規定により、債務者が料金債権につきその責任を免れたとき。
- (4) その他管理者が相当と認めるとき。

(3) 長崎市立高島幼稚園条例（昭和 39 年長崎市条例第 19 号）

新	旧
(削除) <u>第 7 条</u>	(債権の放棄) <u>第 7 条</u> 市長は、消滅時効が完成した預かり保育副食費を徴収する権利及びこれに係る遅延損害金を請求する権利を放棄することができる。
(委任) <u>第 7 条</u> (略)	(委任) <u>第 8 条</u> この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

※長崎市立高島幼稚園管理規則に債権放棄の具体的な基準はなし。

(4) 長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例（平成 27 年長崎市条例第 54 号）

新	旧
(削除) <u>第 9 条</u>	(債権の放棄) <u>第 9 条</u> 市長は、消滅時効が完成した食事の提供に要する費用又は預かり保育副食費を徴収する権利及びこれらに係る遅延損害金を請求する権利を放棄することができる。
(委任) <u>第 9 条</u> (略)	(委任) <u>第 10 条</u> この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(参考) 長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例施行規則（平成 29 年規則第 32 号）

(債権の放棄)

第 23 条 条例第 9 条の規定により、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、食費又は預かり保育副食費を徴収する権利及びこれらに係る遅延損害金を請求する権利(以下「食費等徴収等債権」という。)を放棄するものとする。

- (1) 滞納者の住所又は居所が不明であるため、滞納者の時効の援用の意思が確認できないとき。
- (2) 滞納者が死亡し、相続人がその債務について限定承認を行った場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価格が、強制執行をした場合の費用並びに他に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 253 条第 1 項の規定により滞納者が食費等徴収等債権につきその責任を免れたとき。
- (4) 滞納者が生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経ても履行の見込みがないと認められるとき。

(5) 長崎市学校給食の提供に関する条例（平成 30 年長崎市条例第 51 号）

新	旧
(削除)	(債権の放棄) 第 8 条 市長は、消滅時効が完成した学校給食費を徴収する権利及びこれに係る遅延損害金を請求する権利を放棄することができる。
(委任) 第 8 条 (略)	(委任) 第 9 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(参考) 長崎市学校給食の提供に関する条例施行規則（平成 31 年規則第 19 号）

(債権の放棄)

第 10 条 条例第 8 条の規定により、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食費を徴収する権利及びこれに係る遅延損害金を請求する権利（第 3 項において「学校給食費徴収等債権」という。）を放棄するものとする。

- (1) 滞納者の住所又は居所が不明であるため、滞納者の時効の援用の意思が確認できないとき。
- (2) 滞納者が死亡し、相続人がその債務について限定承認を行った場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価格が、強制執行をした場合の費用並びに他に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項の規定により滞納者が学校給食費徴収等債権につきその責任を免れたとき。
- (4) 滞納者が生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経ても履行の見込みがないと認められるとき。

(参考資料1)

中核市の債権管理に関する条例の内容等

1 中核市の債権管理条例制定状況

●中核市の制定都市数 50市/62市中(令和3年4月1日時点)

(1)中核市における債権管理条例の各条文

長崎市債権管理条例の各条	第1条	第2条	第3条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条
	目的	定義	法令等との関係	市長等の責務	台帳の整備	遅延損害金	債権の放棄	債務者情報の利用	委任
同様の条文がある自治体数 (制定済自治体50市)	50	45	41	48	39	7	50	9	50
	100.0%	90.0%	82.0%	96.0%	78.0%	14.0%	100.0%	18.0%	100.0%

(2)中核市における債権放棄の規定

長崎市債権管理条例における債権放棄の規定等	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	長崎市規定なし	
	生活困窮状態、 資力回復困難	破産等免責	消滅時効	強制執行等 資力回復困難	徴収停止後 相当期間経過	相続人不存在等	無資力	死亡
同様の規定がある自治体数 (制定済自治体50市)	27	50	50	31	35	40	5	14
	54.0%	100.0%	100.0%	62.0%	70.0%	80.0%	10.0%	28.0%

2 長崎県内各市の債権管理条例制定状況

●県内の制定都市数 7市/13市中(令和3年4月1日時点)

制定都市名	条例名	施行日
佐世保市	佐世保市債権管理条例	平成23年3月18日
大村市	大村市債権管理条例	平成27年8月1日
平戸市	平戸市債権管理条例	平成20年4月1日
松浦市	松浦市債権管理条例	平成22年1月1日
杵岐市	杵岐市債権管理条例	平成31年4月1日
西海市	西海市債権管理条例	平成28年4月1日
雲仙市	雲仙市債権管理条例	令和元年7月16日

※長崎市のほか、島原市、諫早市、対馬市、五島市、南島原市において、条例の制定なし

※県内の各町においては、8町中、5町が制定済

(参考資料2)関係法令

地方自治法第240条(債権) **第2条(市の債権)関係**

この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。
- 4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。
 - 一 地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権
 - 二 過料に係る債権
 - 三 証券に化体されている債権(国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)の規定により登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。)
 - 四 電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権
 - 五 預金に係る債権
 - 六 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権
 - 七 寄附金に係る債権
 - 八 基金に属する債権

地方自治法第231条の3(督促、滞納処分等) **第2条(非強制徴収公債権)関係**

分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。(以下省略)

地方自治法施行令第 171 条 (督促) **第2条(私債権)関係**

普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。)について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

生活困窮者自立支援法第 2 条 (基本理念) **第1条・4条関係**

生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関(以下単に「関係機関」という。)及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

生活困窮者自立支援法第 8 条 (利用勧奨等) **第4条関係**

都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとする。

民法第 404 条 (法定利率) **第6条関係**

利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。

2 法定利率は、年三パーセントとする。

3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、三年を一期とし、一期ごとに、次項の規定により変動するものとする。

4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの(以下この項において「直近変動期」という。)における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合(その割合に一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。

5 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の六年前の年の一月から前々年の十二月までの各月における短期貸付けの平均利率(当該各月において銀行が新たに行った貸付け(貸付期間が一年未満のものに限る。)に係る利率の平均をいう。)の合計を六十で除して計算した割合(その割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として法務大臣が告示するものをいう。

民法第 415 条 (債務不履行による損害賠償) 第6条関係

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。
 - 一 債務の履行が不能であるとき。
 - 二 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例第 4 条 (延滞金の徴収)

第6条関係

第 2 条第 1 項の規定により督促を受けた者が、使用料等を納付する場合において、その使用料等の額が 2,000 円以上であるときは、当該金額(1,000 円未満の端数があるときは、切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(納期限の翌日から起算して 1 月を経過した日以前の期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額は徴収しない。

- 2 前項の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

地方税法第 15 条の 7 (滞納処分の停止の要件等) 第7条第 1 項第1・4・5号関係

地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
 - 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
 - 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
- 2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。
 - 3 地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押さえた財産があるときは、その差押えを解除しなければならない。
 - 4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。
 - 5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体

の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

債権管理事務取扱規則第 30 条 (債権を消滅したものとみなして整理する場合)

※国の取扱 **第7条第1項第2・3・6号関係**

歳入徴収官等は、その所掌に属する債権で債権管理簿に記載し、又は記録したものについて、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その事の経過を明らかにした書類を作成し、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理するものとする。

- 一 当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があること。
- 二 債務者である法人の清算が終了したこと(当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について第一号から第四号までに掲げる事由がない場合を除く。)
- 三 債務者が死亡し、その債務について限定承認があつた場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び国以外の者の権利の金額の合計額をこえないと見込まれること。
- 四 破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百五十三条第一項、会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第二百四条第一項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免かれたこと。
- 五 当該債権の存在につき法律上の争がある場合において、法務大臣が勝訴の見込がないものと決定したこと。

地方自治法施行令第 171 条の 2 (強制執行等)

第7条第1項第4号関係

普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権(以下「強制徴収により徴収する債権」という。)を除く。)について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。
- 三 前二号に該当しない債権(第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

地方自治法施行令第 171 条の 4 (債権の申出等)

第7条第1項第4号関係

普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

地方自治法施行令第 171 条の 5 (徴収停止)

第7条第1項第5号関係

普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

地方税法第 22 条(秘密漏えいに関する罪) **第8条関係**

地方税に関する調査(不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。)若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。